

～石狩のおいしいを再発見！～石オシ！開催要領

(1) 目的

石狩市産の食材をメインに調理された商品をいしかり産業まつり実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が認定および告知することを通じ、来場者に石狩市産の食材をPRすることを目的とする。

(2) 参加資格

- ・市内料飲店・販売店として、石狩まるごとフェスタに出店するものであること。
- ・石狩市産の食材をメインに調理された商品が、1品以上認定されること。
- ・申込をする商品は、実店舗で販売されている商品、または、今後継続的に販売する予定である商品であること。

(3) 参加者の責務

- ①石オシ！に認定された商品を販売する出店者は、関係書類および商品サンプル画像を提出すること。
- ②会期前までに、石狩市産の食材を購入した際の領収書写しを実行委員会に提出すること。
なお、生鮮食品であるために、やむ終えず会期後に領収書が発行されるものは、事前に該当する請求書を提出すること。また、イベント終了後、7日以内に領収書を必ず提出すること。
- ③会期中は、実行委員会が配布する商品説明看板を掲出すること。また、配布する石オシ！のぼりを指定の位置に取り付けること。
- ④認定された商品は、品切れを起こさないよう努めること。
- ⑤実行委員会が提供する商品説明看板を来場者が見やすい場所に掲出すること。

(4) 申込方法

石オシ！参加希望者（以下、「参加希望者」という。）の方は、出店申込書（A）、石オシ！商品／販売品目（メニュー）調書および商品サンプル写真などの書類等を、添えて石狩まるごとフェスタの出店申込手続きを行う。

※石オシ！に申込する商品は、日ごろ店舗で販売している石狩市産をメインに調理されたメニューなどで、今後PRしていきたいというものがあればお申込みください。

(5) 認定方法

関係書類および商品サンプル写真を基に実行委員会で審査・認定を行う。
なお、審査内容については、公表しない。

※審査を行いますので、必ず認定されるとは限りません。

(6) 参加料

石狩まるごとフェスタ出店料に含まれるものとする。

(7) 出店場所

実行委員会が指定する場所とする。

(8) 広報

- ①石狩商工会議所のホームページ等での告知。
紹介ページを設け、出品商品名・価格・販売店名を掲載する。
- ②案内看板の設置
会場内に参加店の位置・商品・価格等の看板を設置する。

【昨年からの変更点】

- ・石オシ！に参加する際の石狩市産食材を50%以上使用した商品という条件がなくなり、出店者が自ら選んだ石狩市産食材をメインに調理された商品に変更された。
- ・参加者による石オシ！認定商品販売時の投票券の配布を行わない。
- ・参加者参加の石オシ！の表彰式を行わない。
- ・来場者による投票および抽選会を行わない。